

令和6年度定期監査実施計画

1 趣旨

この計画は、監査基準に基づき実施する定期監査に関し必要な事項について定める計画です。

2 実施方針

- (1) 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的かつ合理的に行われているとともに、組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査を実施します。
- (2) 県が行う建設工事、建設工事・維持管理に係る業務及び用地補償については「工事等監査実施要領」に基づき監査を実施します。
- (3) 監査の実施にあたっては、これまでに蓄積された情報を活用し、効果的、計画的に実施します。また、令和6年1月から3月までの間において、令和6年度定期監査の一環として期中における監査を実施します。
- (4) 対象機関におけるリスクの識別等内部統制の整備・運用の状況、事業点検、公共事業評価、過年度の定期監査、包括外部監査等の結果に十分留意します。
- (5) 事務事業の改善に結びつく「検討事項」の掘り起しに努めるとともに、適正な事業執行等に資する「意見」を積極的に付します。
- (6) 事務事業の合规性、正確性の確保を図るため、必要と認める場合に「まちがえやすい事例集」をより活用しやすいように工夫し、更新・発信します。
- (7) 「指摘事項」「指導事項」等の記述にあたっては、県民に分かりやすいよう工夫するとともに、その内容や機関名を公表します。
- (8) 監査の実効性を確保するため、監査に対する措置状況等の報告を求め、その内容を公表します。また、是正・改善等が確実に図られるよう継続的にフォローアップしていきます。

3 監査対象年度

令和5年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象とします。

4 監査実施期間

令和6年1月から11月までの間に実施します。

監査対象機関ごとの監査実施日等は、別途通知します。

5 監査の実施

- (1) 監査に当たり、事前に監査調書等の提出を求めます。

監査は、原則として事務局職員による事務調査を実施後、監査委員が実地又は書面により行います。

なお、事務局職員による事務調査を書面により行う機関があります。書面による事務調査の対象機関は、令和6年3月末までに通知します。

- (2) 監査委員の監査や事務局職員による事務調査については、新型コロナウイルス感染症等の状況に配慮し、オンライン又は書面に切り替えるなど柔軟に対応します。

6 監査対象機関

全機関を対象として実施しますが、監査委員による実地、書面別の監査対象機関数は次のとおりです。なお、事務調査で不適正事例が発見された場合は、監査委員による実地監査を追加して行う場合があります。

区 分	本 庁			現地機関			合 計		
	実地	書面	計	実地	書面	計	実地	書面	計
一般会計・特別会計	84	1	85	70	186	256	154	187	341
企業特別会計	3		3	3	7	10	6	7	13
合 計	87	1	88	73	193	266	160	194	354

7 重点監査事項

定期監査をより効果的に実施するため、財務及び工事等監査において、次のとおり重点監査事項を定め、各実施要領に基づき監査を実施します。

- (1) 監査と内部統制の連携による不適切事案発生防止について（財務）

内部統制制度は、令和2年度から導入・運用がされ、その取組が着実に進められています。また、監査においては、長野県監査委員監査基準で内部統制の整備・運用状況を踏まえ、内部統制に依拠した監査等を行うこととしています。これらを踏まえ、監査と内部統制の連携によるリスクマネジメントの向上、併せて内部統制に依拠した効率的で効果的な監査に繋げるため、不適切事案発生時における内部統制制度の整備状況・運用状況及び監査における指摘事項等の反映状況について、事務の現場において具体的に監査を実施します。

- (2) 公共工事におけるインフレスライド条項の適用状況について（工事等監査）

県が発注する工事の契約約款では、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができると規定されています。近年、県が発注する公共工事では、このスライド条項の適用件数が増加しています。また令和5年2月14日に発令された国の通達では、適正な請負代金額での契約の締結に努めることとし、スライド条項の運用についても引き続き適切に対応するよう通知されています。このような状況を踏まえ、スライド条項のうち適用件数の多い「インフレスライド条項」について、発注者が適切な事務手続きを行っているかを検証することを目的に監査を実施します。

8 監査結果の公表

令和6年11月に監査結果及び重点監査事項に関する報告を取りまとめ、必要により県の組織及び運営の合理化に資するため意見を付して、議会、知事及びその他関係委員会に提出するとともに、その内容及び機関名を県報に登載して公表します。